

平成30年度 確定給付企業年金監査結果(指摘事項)

監査事項	指摘内容
加入者	資格取得届等の処理について、決裁者の押印漏れが見受けられたので、適正な手続きを行うこと。
	確定給付企業年金法施行規則第22条等に基づく事業主の届出について、事業主からの届出が写しにもかかわらず、基金が当該写しによって事務を行っている事例が見られたことから、適正な届出による事務を行うこと。
	確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、確定給付企業年金法施行令第50条の4に基づき、脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明を行うこと。
給付	所得税の徴収に関する処理について、決裁者の押印漏れが見受けられたので、適正な手続きを行うこと。
代議員及び理事	代議員会への代理出席の委任状について、受任する者の氏名が記載されていない事例が見られたことから、規約に基づき適正に代議員会を運営すること。
	「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)の別紙2(確定給付企業年金の事業運営基準)の2の(3)②に基づき、理事長に事故があったとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し、又はその職務を行う理事については、あらかじめ指定しておくこと。
資産運用	確定給付企業年金法施行令第45条第1項並びに同法施行規則第83条及び第84条において、事業主等は積立金の運用に関する基本方針及び政策的資産構成割合(以下「基本方針等」という。)を作成し、基本方針等に沿って運用しなければならないこととされているが、基本方針等が策定されていなかった。法令等に基づき、基本方針等を作成し、基本方針等に沿って運用を行うこと。
その他	公印を使用する場合について、公印保管規程に基づき、起案文書の「公印」の欄に公印取扱者の認印を受けること。
	切手の取扱いについて、決裁を経たうえで、切手の受払を正確に記録し、適正な管理を行うこと。
	監事は、個人情報保護管理規程第12条に基づき、個人データの取扱いが法令等及び当該規程等に基づき適正に実施されているか定期的に確認すること。
	委託先の監督等について、個人情報保護管理規程に規定されているが、委託契約書に委託先の監督等に関する条文的記載が見受けられなかったため、委託契約書を確認の上、漏れなく明記すること。
	基金加入者等を管理するシステムについて、当該システムへのアクセス制限を適切に行うこと。
	確定給付企業年金に係る業務概況について、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、事業主等は確定給付企業年金の加入者に対し、毎事業年度1回以上、同法施行規則第87条に規定する事項を周知することとされている。しかしながら、同法施行規則第87条に規定する周知事項の一部が周知できていなかったことから、法令に基づく周知を行うこと。
	確定給付企業年金に係る業務概況について、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、事業主等は確定給付企業年金の加入者に対し、毎事業年度1回以上、同法施行規則第87条に規定する事項を周知することとされている。しかしながら、同法施行規則第87条に規定する事項の周知ができていなかったことから、法令に基づく周知を行うこと。
事業主の住所及び実施事業所の所在地について、確定給付企業年金法第7条に基づき、当該事項に変更があった場合は届け出なければならない。しかしながら、事業主の住所及び実施事業所の所在地が変更されているにもかかわらず、変更の届出を行っていないため、速やかに届出を行うこと。	